

旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年3月13日学長裁定)

旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項（令和7年3月19日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/divu003e

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(変更・終了)</p> <p>第4 承認を受けた申請内容に変更が生じたときは、当該部局等の長は速やかに別記様式第1号により変更の内容を学長に届出なければならない。</p> <p>2 学長は、前項の届出が以下の各号に関するものであったときは、委員会に当該届出内容の審査を付議し、その審査結果に基づき利用の継続又は中止を決定して当該申請者に通知する。</p> <p><u>(1) 利用サービスの追加</u> (新設)</p> <p><u>(2) 利用目的の変更</u> (新設)</p> <p>3 部局等のSNSアカウントの利用を終了するときは、当該部局等の長は速やかに別記様式第1号により利用の終了を学長に届出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和8年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u></p> <p>別記様式第1号 (第3, 第4関係)</p> <p>別記様式第2号 (第9関係)</p>	<p>(略)</p> <p>(変更・終了)</p> <p>第4 承認を受けた申請内容に変更が生じたときは、当該部局等の長は速やかに別記様式第1号により変更の内容を学長に届出なければならない。</p> <p>2 学長は、前項の届出があったときは、委員会に当該届出内容の審査を付議し、その審査結果に基づき利用の継続又は中止を決定して当該申請者に通知する。</p> <p>3 部局等のSNSアカウントの利用を終了するときは、当該部局等の長は速やかに別記様式第1号により利用の終了を学長に届出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第1号 (第3, 第4関係)</p> <p>別記様式第2号 (第9関係)</p>
<p>【改正理由】</p> <p>変更に関する規定のうち、軽微な変更に係る手続きを簡素化し、関連する業務負担を軽減する。</p>	